

社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会
小地域福祉活動推進事業助成金交付要綱

1 目的

少子高齢社会や核家族化の進展など地域を取り巻く環境が大きく変化してきているなかで、それぞれの地域(区・自治会(分会))において、誰もが安心して暮らしていけるように、地域の皆さんが時間と場所を共有し、人と人とを結ぶふれあいの場として地域住民が主役となり、自由な発想のもと仲間づくりや居場所(たまりば)づくり、生きがいくくりをはじめ住民相互の援助活動等を小地域福祉活動として、こうした活動を推進することを目的に実践する支部や分会等に対して助成金を交付します。

2 助成対象事業等

(1) 地域内のふれあいサロン活動や地域住民同士の交流親睦活動の開催

地域(区・自治会(分会))において、地域の公民館等を活用したサロン活動(仲間づくり、居場所づくりなどの高齢者サロン、障害者サロン、子育てサロン等)と地域住民同士の交流や親睦会など。

【助成額】

- ①区・自治会(分会)単位で行われる活動原則1回5,000円。18回で90,000円(上限額)
- ②二以上の区・自治会(分会)単位で行われる活動原則1回10,000円。3回で30,000円(上限額)

(2) 地域役員等による研修会や懇談会の開催

地域住民をはじめ地域の社協役員(理事、評議員、正副支部長・分会長、福祉員)や区・自治会の役員、民生委員・児童委員、老人会など関係者等による福祉研修会など。

- 【助成額】 1回：15,000円(区・自治会単位(分会単位)で年度内1回限りの申請)
1回：20,000円(支部単位で年度内1回限りの申請)

(3) 災害ボランティア出前講座の開催

地域の住民を対象とした災害時のボランティア活動や災害ボランティアセンターの周知、災害ボランティア事前登録者の確保など、防災・減災意識を高めるための講座。

- 【助成額】 1回：15,000円(区・自治会単位(分会単位)で年度内1回限りの申請)
1回：20,000円(支部単位で年度内1回限りの申請)

(4) その他の小地域活動で会長が必要と認める事業

※地域の子ども会、老人会、婦人会等が会員のみを対象に行う事業等は対象になりません。(平成31年度以降)

3 助成金の申請

本事業の助成金の申請は、社協支部長又は分会長、事業・活動等の主催者とし、指定の申請書に次に定める書類を添付のうえ、本会事務局に提出する。

- (1) 事業実施計画書及び収支予算書(別紙1)
- (2) その他会長が必要と認める書類等

4 決定通知

本会会長は、申請書提出後、事業実施内容、申請額等について検討したうえで、交付並びに助成金交付額について決定し申請者に通知する。

5 助成金の交付

会長は、決定通知後、申請者からの請求により助成金を交付する。

6 事業報告

申請者は、事業終了後、次の指定の書類により、事業実績の報告を会長に行う。

- (1) 事業実績報告書及び事業決算書(別紙2)
- (2) 領収書(写し)など収支のわかる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

7 その他

会長は、助成金を目的以外に使用したときや収支決算額が交付額を下回ったときなどは、助成金の返還を求めます。